⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間　令和５年10月６日から令和５年12月27日まで。
交付場所及び方法　国土交通省近畿地方整備局ホームページにて交付する。なお、本入札公告及び入札説明書については、上記３⑴で書面により交付する。
⑶　第一次審査資料の受付
提出期間　令和５年10月６日から令和５年11月２日までの「行政機関の休日に関する法律」（昭和63年法律第31号）第１条１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前９時15分から午後６時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
提出場所　３⑴の担当部局
提出方法　持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。
⑷　入札書及び第二次審査提出書類の提出
提出期間　令和５年11月27日から令和５年12月27日までの休日を除く毎日、午前９時15分から午後６時00分まで。ただし、提出締切最終日は正午までとする。
提出場所　３⑴の担当部局
提出方法　持参すること。郵送又は電送による提出は認めない。
提出書類　「様式集」（入札説明書　添付３）に従い作成すること。
ア　賃上げの実施に関する評価
㋐　本評価項目で加点を希望する入札参加者は、「様式集」（添付８）の様式Ｈ－１又はＨ－２の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。表明書は加点を希望する案件ごとに作成する必要はなく、提出する際は表明書の写しで良い。なお、応募グループが加点を受けるには各構成員による表明が必要である。また、中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表１」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第２項又は第３項に該当する者のことをいう。ただし、同条第５項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。
㋑　なお、経年的に本評価項目によって加点を受けようとする場合、事業年度単位か暦年単位かの選択を前年度又は前年から変えることによって、前年度等に加点を受けるために表明した期間と、当該年度等に加点を受けるために表明した期間が重なり、賃上げ表明の期間と加点を受ける期間との間に不整合が生じることのないよう、賃上げ表明を行う期間は、前年度等に加点を受けるために表明した期間と重ならない期間とすること。
㋒　賃上げの実施に関する評価項目で加点を受けた落札者に対しては、落札者が提出した表明書により表明した率の賃上げを実施したかどうか、当該落札者の事業年度等が終了した後、速やかに契約担当官等が確認を行う。本評価項目で加点を受けた落札者は、以下に示す書類を事業年度等が終了した後、以下に定める期限までに提出すること。
ａ　事業年度単位での賃上げを表明した場合
⒜　確認方法：賃上げを表明した事業年度とその前年度の「法人事業概況説明書」（添付11）の「「10主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額」（以下「合計額」という。）を「４期末従業員等の状況」のうち「計」で除した金額を比較することにより行う。なお、中小企業等にあっては「合計額」で比較を行う。
⒝　提出書類：賃上げを表明した事業年度及びその前年度の「法人事業概況説明書」。
⒞　提出期限：賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内とする。ただし、次に掲げる場合には、それぞれに定める期限とする。
・法人事業概況説明書を提出する場合であって、法人税法（昭和40年法律第34号）第75条の２の規定により、法人税申告書等の提出期限の延長を行う場合は、同条の規定により延長された法人税申告書等の提出期限
・事業年度の開始時よりも前の賃上げを実施したときから１年間を賃上げ実施期間とする場合は、事業年度終了月の月末から３か月以内
ｂ　暦年単位での賃上げを表明した場合
⒜　確認方法：賃上げを表明した年とその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」（添付12）の「１給与所得の源泉徴収票合計表（375）」の「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を「人員」で除した金額により比較することにより行う。なお、中小企業等にあっては「支払金額」で比較を行う。
⒝　提出書類：賃上げを表明した年及びその前年の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」
⒞　提出期限：賃上げ実施期間終了月の月末から３か月以内とする。
※上記㋐、㋑の提出書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により、上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等が提出された場合には、当該書類をもって上記書類に代えることができる。この場合の提出方法、考え方及び具体的な例は添付13のとおりである。
ｃ　提出場所及び提出方法　提出場所及び提出方法の詳細は、表明書記載の事業年度等が終了する２週間程度前に、別途連絡する。
ｄ　賃上げ基準に達していない場合等の減点　上記の期限までに書類が提出されない場合、上記の確認を行った結果、加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱していると判断された場合は、別途、契約担当官等が通知する減点措置の開始の日から１年間に、政府調達の総合評価落札方式による入札公告（公示を含む。）が行われる入札に参加する場合、総合評価の加算点から本取組みにより加点された割合よりも大きな割合（１点大きな配点）の減点を行う。ただし、以下の例に示すような天災地変等やむを得ない事情により賃上げを実行することができなかった者については、減点措置を課さないこととする。
⒜　特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成８年法律第85号）第２条第１項の規定に基づき指定された特定非常災害であって、同法に基づく特別措置の適用対象となる地域に主たる事業所が所在する企業については特別措置が適用される期間は減点措置を課さないこととする。
⒝　各種経済指標の動向等を踏まえ、平成20年のいわゆる「リーマンショック」と同程度の経済状況と認められる場合においては、全国において減点措置を課さないこととする。
⒞　⒜及び⒝に該当しない場合であっても、次のような自らの責によらない場合で、かつ、その事実を客観的に証する書類とともに従業員が署名又は記名・捺印した理由書の提出があり、契約担当官等が必要ないと認める場合には減点措置を課さないこととする。
・自然災害（風水害、土砂災害、地震、津波、噴火、豪雪等）や人為的な災害（火災等）等により、事務所、工場、主要な事業場等が被災し、事業の遂行が一定期間不可能となった場合
・主要な取引先の倒産により業績が著しく悪化した場合
・資材の供給不足等により契約履行期限の延期等が行われ、契約上の代価の一部を受領できず資金繰りが著しく悪化した場合　など
※「事実を客観的に証する書類」とは、罹災証明や契約書類の写し等を想定しているが、これに限らない。